

世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、区における人と動物との調和のとれた共生社会の推進(以下「共生社会の推進」という。)について、基本となる理念を定め、区の責務を明らかにするとともに、共生社会の推進のために必要な区民等の理解と協力等について定めることにより、共生社会の推進を図るための基本的かつ総合的な施策を推進し、もって区民の健康で豊かな生活環境の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 共生社会の推進は、動物が命あるものであり、みだりに排除してはならないものであるとともに、動物が人の生活環境内に存在しているという認識の下に行われなければならない。

2 共生社会の推進は、人と動物とのかかわりから生ずる諸問題の多くが人の生活様式による何らかの影響を受けているものであることから、人が自らの問題としてこれらの諸問題の発生についての予防その他の方策が必要であるという認識の下に行われなければならない。

3 共生社会の推進は、動物の本能、習性、生理及び疾病並びに人と動物との共通感染症についての正しい知識の普及並びに公衆衛生の確保のための方策が必要であるという認識の下に行われなければならない。

4 共生社会の推進は、子どもの豊かな情操を育てることに資するものであるという認識の下に行われなければならない。

5 共生社会の推進は、すべての者の取組により行われなければならない。

(区の責務)

第3条 区は、共生社会の推進を図るための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 区は、前項の施策の策定に当たっては、区民等の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

(施策の基本方針)

第4条 前条第1項の施策の基本方針は、次に掲げる事項とする。

(1) 共生社会の推進の意識の啓発

(2) 愛護精神の普及と適正な飼養の意識の啓発

(3) 環境保全の推進

(4) 公衆衛生の推進

(5) 共生社会の推進に関する区民等の地域活動への支援

(6) 前各号に掲げるもののほか、共生社会の推進に関する重要事項

(区民等の理解と協力等)

第5条 区民等は、共生社会の推進について理解を深め、区の施策に協力して、共生社会の推進に努めるものとする。

2 動物を飼養する区民等は、動物を飼養する者としての責任を自覚し、周辺住民への十分な配慮の下に、動物を適正に飼養するよう努めるものとする。

(区民等との協働)

第6条 区は、共生社会の推進に当たっては、区民等と協働するよう努めなければならない。

(国等との連携等)

第7条 区は、共生社会の推進を図るための施策を効果的に実施するため、国、東京都その他の地方公共団体及び公共的団体(以下「国等」という。)と連携を図るよう努めるものとする。

2 区長は、共生社会の推進のため、必要があると認めるときは、国等に対し、共生社会の推進について協力を要請するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。